

平成 26 年度 事業計画書

平成 26 年 4 月 1 日から
平成 27 年 3 月 31 日まで

公益社団法人 日本臓器移植ネットワーク

平成 26 年度事業計画書

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）が平成 22 年 7 月 17 日から全面施行されたことに伴い、本人の意思が不明な場合であっても家族による承諾を得ることができれば脳死下での臓器提供が可能となった。

平成 25 年の統計によると、脳死下での臓器提供は 47 例と微増しているものの、心停止下臓器提供数が、37 例（前年対比▲43%）と激減した。原因としては、医師からのオプション提示による提供数は増加しているものの、家族申し出による提供が減少していることが考えられる。

この流れを受け、平成 26 年度においては、具体的な地域毎の移植医療の体制整備を図る上から、提供施設における院内体制整備への支援及び都道府県単位での臓器提供意思表示、意思登録推進支援のための事業を実施する。依然として約 13,800 名にのぼるネットワークに登録し、移植を待ち望んでいる患者のために、関係機関の協力を得ながら一層の移植医療の体制整備を図る。加えて臓器提供意思登録事業として、国民に対し臓器提供意思表示の重要性を広く伝える普及啓発活動を行う。

<公益目的事業>

1. あっせん業務関係事業

(1) 公平・公正な臓器移植を円滑に遂行するため、移植対象者検索システムを運営管理し、あっせん事業部を中心に、東日本支部、中日本支部、西日本支部と連携して移植医療の推進を図る。また、必要に応じて当該システムのプログラム変更を行う。

(2) コーディネーター及びチーフコーディネーターを設置し、臓器提供事例発生時の連絡調整活動を行う。

(3) あっせんが円滑に行われるように、ドナー適応評価や管理、ドナー家族の心理的ケア、小児臓器提供の体制構築などについて、助言・指導等を行う小児科や精神科医師などの医療専門職を設置する。

(4) 臓器移植に関する情報の管理・分析、レシピエント情報の登録・更新、臓器提供事例におけるレシピエント候補者の検索等の業務を行うため、情報管理者を設置する。

(5) 臓器提供事例発生時の移植検査を常時行える体制を構築し維持する目的で、特定移植検査センターにおける H L A 検査技師の設置に必要な経費の助成を行う。

(6) 臓器のあっせんに必要な移植検査(H L A 検査、組織適合性検査、ウエストナイルウイルス抗体検査)及びレシピエントの血清保存管理を円滑に実施するために、必要な経費の助成を行う。

2. あっせん事業体制整備事業

(1) 都道府県連絡調整体制支援事業

都道府県臓器移植コーディネーター（以下「都道府県 Co」という）が臓器移植に関するあっせん業務を公平、公正、適切かつ安定的に実施するための、各都道府県内における体制整備事業の企画・実行に対する支援を行う。

①都道府県内の臓器移植関係者（都道府県行政、腎バンク、アイバンク、医療機関、民間団体、都道府県 Co 等）が都道府県内における臓器移植に関する諸問題や臓器移植普及推進の仕組みを検討する会議を開催する。

②都道府県民が移植医療に関する適切かつ十分な知識を持ち、移植医療に関する意識向上と理解浸透を深め、臓器提供に関する意思表示が推進されるような有効かつ継続的な普及啓発活動を行う。

③都道府県民に対し臓器提供・移植という選択肢提示が適切になされるために、医療機関を含めた関係各所での教育・研修や普及啓発を行う。

(2) 臓器提供意思登録事業

国民の臓器移植に関する4つの権利を担保できるように、臓器提供に関する意思表示のための適正な知識・情報の発信、パンフレット類の作成・配布、意思表示（登録）促進のための事業を幅広く行う。

①臓器提供意思登録システムの運用

パソコン・モバイル・スマートフォンから意思を登録するための意思登録サイトの運営・管理を行う。ホームページ、モバイルサイト、キッズサイトでの団体の活動および臓器移植に関する最新の情報発信と内容の更新を行う。意識調査を実施し、更に有効な情報発信について分析・検討を行う。また、スマートフォンユーザーの増加に伴い、情報発信の拡充を図るためのスマートフォンサイトの開設に取り組む。

②臓器提供意思登録カードの発行

意思登録者への登録カード発行・再発行、内容更新に関するフォローアップとID・PWの問合せへ等の対応を適正に行う。

③臓器提供意思登録促進事業の実施

運転免許証での意思表示促進のために、警察庁、各都道府県運転免許センター・免許の更新ができる警察署と連携し、意思表示説明用リーフレット、意思表示シール付リーフレット、ポスターの作成・配布を行う。グリーンリボンドライバーステッカーを作成し、タクシー会社等車関連企業と連携し、ドライバーの意思表示と車両へのステッカー貼付走行による意思表示の周知を図る。

健康保険証での意思表示促進のために、各都道府県行政・健康保険組合、日本薬剤師会と連携し、意思表示説明用リーフレットを配布すると共に、調剤薬局等に意思表示カード付リーフレットの配布やポスターの掲示を行う。また、生涯学習・研修会等への講演を通じて薬剤師の理解を深め、グリーンリボンピンバッジ着用と患者さんへの声かけによる支援を仰ぐ。

意思表示カード付リーフレット、ポスター、小冊子等の作成を行い、都道府県の行政窓口、保健所、ハローワーク、年金事務所、病院、コンビニエンスストア、全国の大学等に設置して、意思表示の環境整備に努める。また、各都道府県の腎臓バンク（臓器バンク）に働きかけ、地域でのオリジナルカードの作成および成人式での配布を図る。

その他、YouTube等での映像配信、Yahoo!ボランティア、クリック募金、カタログギフト、バナーの貼り付け等、関係機関との連携により意思表示について理解する機会の拡大を図る。

(3) 連絡調整者（コーディネーター）研修事業

①臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、団体のコーディネーターを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上を目的とした研修会を開催する。

②臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、都道府県Coを対象に、コーディネーターの養成及び資質の向上、あっせん業務委嘱の審査を目的とした研修会を開催する。

③臓器の移植に関する法律に基づく臓器あっせん業務の適正かつ円滑な実施を図るため、

関係法令に基づき、ドナー候補者の情報収集及びその家族の対応、臓器摘出や搬送、移植検査及び適合者検索などについて定めた「コーディネーター業務基準書」等の教材を作成する。

(4) 提供施設技術研修事業

臓器提供に関係する施設の医療従事者を対象に、臓器提供に適切に対処する知識と技術の習得を目的とした脳死患者の対応セミナーを開催する。

(5) 院内体制整備支援事業

特に(1)の事業を積極的に推進する都道府県において、臓器提供施設となりうる医療機関を選定し、都道府県民の意思をより確実に生かすことができるような院内体制を整備するための事業の企画・実行の支援を行う。

①当該都道府県内の中核となる医療機関における、院内コーディネーター等の臓器移植担当者の設置と院内スタッフに対する教育、臓器移植に関する研修やシミュレーションの実施、臓器提供候補者が発生したときの院内手順書の作成。

②臓器提供に関する機会の提示と意思確認を適切なタイミングで行うための仕組みやプログラム、システム、ツールの作成と実行。

③患者や家族が臓器提供の意思を表示しやすい環境整備や資材の作成。

④継続的かつ有効な院内体制整備を確立するための情報収集及び分析。

⑤その他、各地域・各病院に適した柔軟かつ必要な活動。

⑥臓器提供に関与する施設の医師及び都道府県 Co 等と相互に連携し、臓器提供者の拡大を図るための問題点を解決していくため、関係者間での連絡会議や提供施設への啓発活動などの取り組みを行う。

⑦臓器提供者の発生に十分な対応ができるよう病院が院内の体制整備を図る事を支援する事業を実施する。

(6) ドナー家族に対する心理的ケア事業

ドナーファミリー専用ダイヤルの設置、「ドナーファミリー分かちあいの会」の開催、ドナー家族支援冊子の作成、コーディネーター対象の家族支援研修会の開催、本支部にドナー家族支援担当者の設置など、ドナー家族の心理的支援体制の構築を行う。

3. 普及啓発事業

臓器移植に関する理解を深め社団の活動への支援を広げるために、解説書、手記、ポスター、グッズ、映像等適切かつ有効な資材を作成・配布し、本部・支部・都道府県と連携し、幅広く活用する。また、地域の行政、腎臓バンク（臓器バンク）、医師会、薬剤師会等の医療関係機関、患者団体、企業と連携し、グリーンリボンキャンペーンを中心とした普及啓発活動を実施する。

(1) 各種印刷物の作成・配布

①臓器移植医療に関するパンフレット・ポスター等資材の作成・配布

②臓器移植者や臓器提供者家族の手記（小冊子：think transplant）、映像の作成およびホームページでの掲載

③クリアファイル、風船等啓発用グッズの作成

(2) グリーンリボンキャンペーンの実施

①グリーンリボンピンバッジ、グッズ作成・配布によるキャンペーンの周知・拡大

②グリーンリボンDAYの周知やイベント開催によるメディア媒体の利用

③グリーンリボンキャンペーンの当該年度実施内容に即した資材作成および活動

(3) その他

- ①学校、学会、企業、関連団体・市民団体主催のイベント等での講演
- ②学生のネットワーク訪問の受入れ
- ③一般の方々、マスコミ、出版業者等、社団の活動内容に関する対応
- ④メール配信希望会員に向けてのメールマガジン配信

4. 運営管理等事業

- (1) 脳死下臓器提供事例の検証を行うため中央評価委員会を開催する。
- (2) 臓器提供施設の体制整備のため臓器提供施設委員会を開催する。
- (3) 臓器移植施設の体制整備のため移植施設委員会を開催する。
- (4) あっせん時における移植臓器に関する諸問題及び搬送方法の体制整備のため移植臓器関連実務委員会を開催する。
- (5) あっせん時における検査体制整備のため移植検査委員会を開催する。
- (6) 臓器移植の普及啓発、広報全般に関する審議を行うため広報委員会を開催する。
- (7) 社団の行う事業について、倫理的、医学的、社会的観点から、倫理上の妥当性について審査・審議を行うため倫理委員会を開催する。
- (8) 心停止下臓器提供事例の検証を行うため地域評価委員会を開催する

5. 費用配分事業

(1) 公共広告の実施

AC ジャパンの支援を受け、テレビ、ラジオ、新聞広告によるPRと支援ポスターの作成・配布による交通広告等を実施する。また、自動車教習所(JACLA)での大型ビジョン、病院・クリニック等の映像システムを活用し、意思表示を促進する。

(2) 都道府県意思表示推進助成事業の実施

地域の移植医療の発展と意思表示促進のため、次の事業の実施により支援を行う。

①地域意思表示推進助成事業

各都道府県において各地域の行政、バンク、都道府県Coの連携により、地域に根ざした臓器提供に関する意思表示の啓発及び促進事業を行うための経費を助成し、円滑な普及推進を図る。

②教育への取り組み

教育の現場において、臓器移植を通じて命の大切さを考える授業を展開するに当たり、正しい知識の伝達と、モデル授業や体験者の発言を紹介する教育者向けセミナーを各地で開催する。また、教育者に授業を展開していただくための講師用解説セット、DVD「臓器移植」、教師用資材活用の手引き、生徒用学習資材等教材の作成・配布に取り組む。

(3) ドナー情報伝送システムの運用

提供施設、あっせん事業部、支部及び移植施設間で、臓器提供事例発生時の情報を効率的に共有し、臓器提供の適応判断などを行うために、ドナー情報伝送システムを運用管理する。

(4) メディカルコンサルタントの派遣

臓器提供事例発生時におけるドナー適応評価や管理について、医師に対しメディカルコンサルタントの委嘱を行い、必要時提供病院に派遣する。

<管理事業>

1. 管理事業

社団運営のために必要な経営会議、理事会、社員総会を開催する。